

基本購買条件

シーメンスグループ会社(以下「シーメンス」という:別紙参照)と売買、請負その他の取引を行なう業者(以下「サプライヤー」という)は、本基本購買条件に従い、その契約を履行する。

第1条 適用順序

シーメンス・サプライヤー間に、本基本購買条件とは異なる書面による合意が別途ある場合、当該合意が優先される。

第2条 発注および受注確認

- 1 シーメンスの発注後2週間以内にサプライヤーが受注の確認を書面(以下「注文請書」という)で行わない場合、シーメンスは当該発注をキャンセルすることができる。この場合、シーメンスの発注後2週間を超えてから、サプライヤーが受注の確認を行なっても、新たな申込みとはみなされないものとする。
- 2 注文請書に記載される取引条件と注文書に記載される取引条件とが異なる場合、シーメンスは、別途書面で同意する場合に限り、注文請書に記載される取引条件に従う。なお、納入品もしくは役務の受け入れまたは代金の支払いは、かかる同意とはみなさない。

第3条 ソフトウェア使用权

- 1 サプライヤーはシーメンスに対し、以下の権利(以下「使用权」という)を付与する。ここで、使用权とは、永続的に日本および日本国外において使用および譲渡可能な非独占的権利をいう。
 - (1) サプライヤーから供給されたソフトウェアおよびその関連付属文書(以下、あわせて「ソフトウェア」という)を使用する権利、およびこれらを他の製品に組み込んで、日本および日本国外で頒布する権利。
 - (2) シーメンスの発注に基づいて作成・納入するソフトウェアおよびその関連付属文書(以下、あわせて「カスタマイズソフトウェア」という)をインストール、立ち上げ、試験その他の動作に関連して使用する権利、およびカスタマイズソフトウェアの使用を他人に許可する権利。
 - (3) 前号の使用权を、シーメンスの関連会社、代理店および最終顧客にサブライセンスする権利。
 - (4) 関連会社および代理店が、第2号の使用权を最終顧客に対してサブライセンスすることを許諾する権利。
 - (5) カスタマイズソフトウェアをコピーする権利、および関連会社または代理店にカスタマイズソフトウェアのコピーを許可する権利。

- (6) アプリケーション・サービス・プロバイダ等との関連において、ソフトウェアを頒布、販売、賃貸、リース、ダウンロードし、一般の利用を可能とする権利、ならびにソフトウェアをコピーする権利。ただし、いかなる場合も、これらの権利はシーメンスが購入したライセンス数を超えるものではない。
- (7) 前号の使用権を関連会社および代理店にサブライセンスする権利。
- 2 シーメンス、関連会社および代理店は、最終顧客がカスタマイズソフトウェアに関するライセンスを第三者に譲渡することを許可する権限を有する。
- 3 サブライセンスを付与する場合、シーメンスは、ソフトウェアおよびカスタマイズソフトウェアに関する知的財産を適切に保護する。
- 4(1) サプライヤーはシーメンスに対し、遅くとも受注確認時まで、ソフトウェアまたはカスタマイズソフトウェアに「オープンソースソフトウェア」が含まれるか否かを知らせる。ここで、「オープンソースソフトウェア」とは、ロイヤリティ不要でライセンスされ、ユーザー、ライセンシー、または第三者が変更を加えることができ、かつソースコード形式で開示しなければならないソフトウェアをいう。
- (2) ソフトウェアまたはカスタマイズソフトウェアにオープンソースソフトウェアが含まれる場合、サプライヤーは、遅くとも受注確認時まで、以下をシーメンスに引き渡す。
- ① 適用されるオープンソースの条件によりソースコードの開示が要求される場合、当該オープンソースソフトウェアのソースコード。
- ② 使用されるすべてのオープンソースファイルの一覧と、それぞれに関連するライセンス、および当該ライセンスのテキスト。
- ③ オープンソースソフトウェアの使用によって、サプライヤーの製品およびシーメンスの製品について「コピーレフト効果」が生じることがない旨表明した書面。ここで、「コピーレフト効果」とは、オープンソースライセンスの規定により、サプライヤーの製品およびこれらから派生した製品が、オープンソースライセンスの条件に従った上でなければ頒布することができないことを意味する(例えば、ソースコードを開示した場合のみ頒布できる)。
- 5 受注確認時まで、サプライヤーが前項第 1 号の通知を行わない場合、シーメンスは、オープンソースソフトウェアが含まれるとの情報を受領後 14 日以内に、当該発注をキャンセルすることができる。

第 4 条 期限

- 1 シーメンス・サプライヤー間の契約(以下「本契約」という)に基づく債務をサプライヤーが期限内に履行したか否かは、以下の基準に基づいて判断される。
- (1) 物品の納入、修理および役務提供：シーメンスが指定した受領場所における受領日
- (2) インストール、検査または調整を要する納入：検収日
- 2 納入、修理、役務提供、その他の債務の履行につき遅延が予想される場合、サプライヤーは、直ちにシーメンスに通知し、シーメンスの判断に従うものとする。

第5条 危険の移転

危険の移転は、前条第1項の基準日に、サプライヤーからシーメンスに移転する。

第6条 輸送

- 1(1) サプライヤーは、別途合意のない限り、梱包および輸送に要する費用(以下「輸送費」という)を負担する。
 - (2) サプライヤーは、以下の追加費用を負担する。
 - ① サプライヤーの都合により急送を要する場合の追加費用
 - ② シーメンス・サプライヤー間で定めた輸送条件を満たさなかったことにより発生する追加費用
 - (3) サプライヤー工場または倉庫渡しの条件がある場合、サプライヤーは、前記工場または倉庫からシーメンスの指定の場所まで、可能な限り低価格にて輸送を行なう。ただし、シーメンスが輸送方法を特定した場合はこの限りではない。
 - (4) サプライヤーが輸送費を負担するとの条件がある場合であっても、シーメンスは、輸送の方法その他を決定することができる。
- 2 シーメンスが要求する場合、サプライヤーは、納入に際し、注文番号、納入明細その他を記載した納入書を同梱し、これと同内容の発送通知を発行する。

第7条 請求書

- 1 サプライヤーは、注文番号ならびに各納入品の品番、個数その他の情報を請求書に記載する。
- 2 規定された記載の一部または全部がされておらず、かつ当該記載の欠如につきサプライヤーに合理的な理由がない場合、シーメンスは、当該請求書に対する支払いを拒否することができる。
- 3 サプライヤーは、請求書の原本でのみ、シーメンスに請求できるものとする。

第8条 支払

- 1 サプライヤーによる債務の履行に瑕疵がある場合、個別契約書その他で定められる支払期日にかかわらず、シーメンスは、当該瑕疵が完全に修補された時点から、支払義務を負うものとする。
- 2 シーメンスによる対価の支払があっても、前項の瑕疵が、シーメンスにより受領されたとはみなさない。

第9条 瑕疵の通知

納入品の瑕疵を発見した場合、シーメンスは、瑕疵発見後1ヶ月以内に、当該瑕疵についてサプライヤーに通知する。

第 10 条 瑕疵の是正

- 1 第 5 条の危険の移転前または本条第 5 項の期間内に瑕疵が発見された場合、サプライヤーは、シーメンスの合理的な指示に従い、自己の費用で、当該瑕疵の修補、債務の再履行、納入品の交換その他の措置(以下「是正措置」という)を行う。
- 2 サプライヤーは、是正措置が完了するまでの間、当該瑕疵ある納入品の危険を負担する。
- 3 サプライヤーがシーメンスの定めた合理的な期限内に是正措置を行わない場合、シーメンスは、以下のいずれかの請求をすることができる。
 - (1) 契約の全部または一部の解除。この場合、シーメンスは解除による損害賠償責任を負うことはない。
 - (2) 代金の減額。
 - (3) サプライヤーの費用による是正措置。
 - (4) 本来の履行に相当する補償金額。
- 4 シーメンスにより是正措置または前項各号の請求がなされた場合であっても、サプライヤーはシーメンスに対し、当該瑕疵に起因する損害を賠償する責を負う。
- 5 シーメンスは、第 5 条に定める危険の移転日から起算して 18 ヶ月間、是正措置または第 3 項各号の請求をすることができる。
- 6 是正措置が行われた場合、前項の期間は、当該是正措置が提供された日から起算して 18 ヶ月間とする。

第 11 条 権利に関する表明

- 1 サプライヤーはシーメンスに対し、納入品に第三者の権利が一切付随しないことを保証する。
- 2 納入品が抵触する可能性がある知的財産権等がある場合、サプライヤーは直ちにシーメンスに通知する。

第 12 条 第三者に対する委託

- 1 シーメンスの事前の書面による承諾を得た場合に限り、サプライヤーは、本契約に基づく債務の履行を第三者に委託することができる。
- 2 サプライヤーが前項の承諾なく第三者に委託をした場合、シーメンスは、本契約の全部または一部を解除し、その損害の賠償を請求することができる。

第 13 条 提供材料

- 1 サプライヤーは、本契約の履行のためにシーメンスがサプライヤーに提供する材料(以下「提供材料」という)を、本契約を履行するためにのみ使用できる。
- 2 サプライヤーに提供後にかかわらず、提供材料の所有権は、シーメンスに留保される。
- 3 サプライヤーは、提供材料と自己の所有に帰属する他の材料等を区別して、提供材料の保管および管理を行なう。

- 4 サプライヤーの責に帰する事由により提供材料が劣化、毀損等した場合、サプライヤーは、当該提供材料を通常の品質を有する同種品と交換する。
- 5 提供材料が加工された場合、シーメンスは、当該加工品の完成品および未完品の所有権を有する。
- 6 サプライヤーは、引渡しまでの間、無償にて、前項の加工品および未完品を保管する。

第 14 条 必要用具の貸与

- 1 サプライヤーは、本契約の履行のためにシーメンスがサプライヤーに提供した工具、金型、サンプル、図面、仕様書等(以下、あわせて「必要用具」という)を、本契約を履行する目的以外で使用することはできない。
- 2 サプライヤーは、シーメンスの書面による事前承諾がある場合を除き、必要用具を第三者に貸与または提供することはできない。
- 3 サプライヤーが前二項に違反した場合、シーメンスは、いつでも必要用具の全部または一部の返還を要求することができる。

第 15 条 秘密保持

- 1 サプライヤーは、シーメンスから入手したいかなる情報も、第三者に対し開示、漏洩しないものとする。ただし、公知の事実、シーメンスの書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。
- 2 サプライヤーがシーメンスから入手した情報を第三者に対し開示等する場合、サプライヤーは、前項と同様の規定に従う旨の同意を当該第三者から取得するものとする。

第 16 条 請求権の譲渡

シーメンスの書面による事前承諾がある場合に限り、サプライヤーは、本契約に基づく権利を譲渡することができる。

第 17 条 サプライヤーの支払不能

- 1 サプライヤーが次のいずれかの事由に該当する場合、シーメンスは、本契約および本契約に基づく発注を解除することができる。
 - (1) 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、もしくは、競売、破産、民事再生、会社整理または会社更生の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
- 2 前項により契約または発注が解除された場合であっても、シーメンスは、合理的な対価をサプライヤーに支払うことにより、納入品、役務その他の履行済部分を受領することができる。

第 18 条 サプライヤーの行動規範

- 1 サプライヤーは、コンプライアンス(「シーメンスへのサプライヤーのための行動規範」、法律、規則その他)を遵守するものとする。
- 2 サプライヤーが前項に違反した場合、シーメンスは、本契約および本契約に基づく発注を解除することができる。ただし、サプライヤーのコンプライアンス違反が是正可能であるときは、当該違反が合理的期間内に是正されなかった場合にのみ解除できるものとする。

第 19 条 海外貿易に関する規定

- 1 サプライヤーは、適用となるすべての輸出管理、関税その他の海外貿易に関する規定(以下「海外貿易規定」という)を遵守するものとする。
- 2 サプライヤーはシーメンスから要求を受けた場合シーメンスに対し、受注より 2 週間以内に、シーメンスの海外貿易規定遵守に必要となる情報およびデータを書面により提供する。情報およびデータとは、以下に規定するものおよびその他要求される情報をいう。
 - (1) 米国通商管理リストに従った輸出管理分類番号(ECCN)その他の輸出リスト番号
 - (2) 海外貿易統計および HS コード(商品の名称および分類についての統一システム)その他の統計商品コード
 - (3) 原産地(非優遇原産地)および優遇証明

第 20 条 準拠法

本契約は日本法を準拠法として、日本法に従って解釈される。

第 21 条 管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をその第一審専属管轄とする。

(別紙)

本契約において、シーメンスグループ会社とは以下をいう。

- 1 シーメンス株式会社
- 2 シーメンス旭メディテック株式会社
- 3 シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社